

令和6年度  
香港市場におけるレンタカーを活用した  
誘客プロモーション業務に係る委託仕様書  
(企画提案時)

令和6年5月

福岡市

## 目次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1 委託件名 .....              | 1 |
| 2 履行期間 .....              | 1 |
| 3 本業務の目的 .....            | 1 |
| 4 本業務の内容 .....            | 1 |
| 5 乙の責務 .....              | 3 |
| 6 総括責任者及び各業務責任者の選任等 ..... | 4 |
| 7 その他 .....               | 4 |

本仕様書は「令和6年度香港市場におけるレンタカーを活用した誘客プロモーション業務」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市、北九州市国際観光推進協議会、中津市、中津耶馬溪観光協会、豊後高田市観光協会、宇佐・高田地域観光連絡会、宇佐市観光協会、宇佐市観光戦略会議、福岡国際空港株式会社と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

## 1 委託件名

令和6年度香港市場におけるレンタカーを活用した誘客プロモーション業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 3 本業務の目的

福岡空港への直航便が就航している香港市場に対して様々なプロモーションを展開することで、連携都市（福岡市、北九州市、中津市、豊後高田市、宇佐市）の認知度向上や旅行者の誘致につなげることを目的とする。

## 4 本業務の内容

### (1) 全体業務関連

- ・本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(5)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ・当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

### (2) プロモーション業務

訪日客の増加が期待される香港市場をターゲットに、連携都市を巡る周遊ルートについて、香港市場に訴求する連携都市の観光コンテンツをテーマごとに区分し、BtoC（香港人観光客）及びBtoB（香港市場に所在する旅行会社等）プロモーションを行うこととする。

#### ① BtoCプロモーション

香港における連携都市の認知度向上及び誘客促進を目的として、旅行者向けプロモーションを実施する。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

#### ※プロモーション手法の提案について

- ・香港人の訪日旅行の実態や連携都市の位置的特性を踏まえ、原則としてレンタカーを活用したプロモーションとし、実際に旅行することを想定した旅のルートについて提案すること。ただし、鉄道・バス等の利用率も高いことから、ルートの一部に公共交通機関を取り入れることも可とする。
- ・OTAサイトを活用したプロモーションを実施することとし、対象となるOTAサイトやOTAサイトへ誘導する具体的なプロモーション手法についてKPIや実施スケジュールとあわせて具体的に提案すること。
- ・OTAサイトを活用した当該プロモーションのKPIについては、「当該プロモーションによってもたらしたOTAサイトの送客人数」を必ずKPIに設定すること。なお、当該プロモーションによって得られた送客数の把握が困難な場合は、推計値を用いることも可とする。また、推計値を用いる場合は、推計値の算定に用いた根拠もあわせて記載すること。加えて、連携都市ごとに送客人数を分けて示すこととし、この場合

もOTAサイトによる全ての送客人数から、例えば連携都市それぞれに訪れた過去の来訪客数で按分するなど、根拠を用いて連携都市ごとの送客人数をKPIとして示すこと。

- ・上記に加え、レンタカーを活用することにより宿泊を伴わない来訪も想定されるため、各市へ立ち寄った来訪者数についても分かるような提案を行うこと。その手法については提案とする。
- ・連携都市の認知度向上のため、FAMトリップやSNS等を活用した情報発信を行うこと。発信するテーマについては、香港人に訴求する「食」「日本文化」「SNS映えスポット(自然系)」を想定しているが、これ以外も含めたテーマ案及び各テーマ案に該当する連携都市ごとの観光コンテンツを提案すること。
- ・情報発信回数やスポット数等の設定にあたっては、連携都市のバランスを考慮した上で提案すること。
- ・九州の空の玄関口である福岡国際空港株式会社と連携し、福岡空港国際観光案内所を活用したプロモーション(チラシ・クーポン・ノベルティ等の配布、アンケート調査等)を提案すること。
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。
- ・提案内容に応じたKPIを設定すること。

## ②BtoBプロモーション

香港市場における旅行客の誘致を目的として、現地旅行会社及び国内ランドオペレーターに対するプロモーションを実施する。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

### ※プロモーション手法の提案について

- ・実施スケジュールを挙げて提案すること。
- ・現地旅行会社による旅行商品の造成を行うこととし、造成数や販売数に関するKPIを示すこと。また、造成にあたっては、香港人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえること。
- ・旅行商品の造成にあたっては、連携都市のバランスを考慮した上で提案すること。
- ・造成した商品は、一過性の販売にとどまることがないように、旅行商品の自走化につながる提案とすること。
- ・選定する観光コンテンツと理由を明記すること。
- ・現地旅行会社に対するセールスを実施することとし、具体的な手法について提案すること。
- ・選定するセールス先について、セールス先の数、社名、選定理由を明記すること。なお、実際の実施にあたっては、連携都市と協議の上決定すること。
- ・なお、連携都市からも職員を派遣する可能性があるため、その渡航にかかる諸手続きも行うこと。(なお、連携都市の職員旅費は当該委託に含まれない)。
- ・現地旅行会社の自発的な商品造成を促進するため、現地旅行会社とつながりのある国内ランドオペレーターに対し、効果的なプロモーションを実施することとし、具体的な手法について提案をすること。
- ・連携都市の魅力を発信するだけでなく、商品造成に必要な情報を記載した企画書を作成するなど、商品造成を誘発させる工夫をすること。
- ・提案内容に応じたKPIを設定すること。

## ③留意事項

- ・香港市場では、個人旅行手配が相対的に多いという旅行実態を踏まえ、BtoCを主軸にしたプロモーションとし、予算配分についてもBtoCに比重を置くこと。
- ・上記①、②のプロモーションは、福岡国際空港株式会社、福岡空港に就航している航空会社、レンタカー会社との連携によるプロモーションを前提としていることから、連携する事業者名や本事業の効果が上がるような連携の内容など、具体的な提案を行うこと。
- ・上記①、②で制作した広報物を活用し、JNTOが持つオウンドメディア(SNS等)での情報発信やJNTOが実施するイベント等での横展開など、JNTOに対して協力の依頼を行うこと。
- ・契約締結後は受託事業者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現

可能性のある提案とすること。また、契約後は現地での言語でのやりとりを可能とすること。

#### ④自由提案

上記①、②、③に加え、香港での認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提供すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

### (3) 効果検証

(2)におけるプロモーションを通じ、旅行者や旅行会社のニーズを把握し、香港市場による独自の目線から課題ごとにまとめ、ニーズ分析(ウェブページ閲覧者へのアンケート実施等、SNSへのコメント内容など)を行い、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案を示すこと。また、分析結果の元となるデータ(日本語翻訳分)も合わせて提供すること。

### (4) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(3)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

・種類等:電子データ

・提出先:福岡市、北九州市国際観光推進協議会、中津市、中津耶馬溪観光協会、豊後高田市観光協会、宇佐・高田地域観光連絡会、宇佐市観光協会、宇佐市観光戦略会議、福岡国際空港株式会社

### (5) その他

- ・契約方法にあたっては、連携都市及び福岡国際空港株式会社それぞれと個別に締結するものとし、締結にあたっては各自治体等の契約規則等に則るものとする。
- ・事業実施に際しては、契約締結後に連携都市から事業内容、契約金額及び事業期間等を変更する可能性があるため、受託者は柔軟に対応すること。
- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費(会場費、招請費、掲載費、調整費等)は、全て委託費に含むものとする。

## 5 乙の責務

### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

#### ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

#### ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### (3) 従事者の服務規律

## ① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

## 6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

### (1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

### (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 7 その他

### (1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

### (4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、乙に帰属する。ただし、連携都市が運営する観光関連サイトへの活用または連携都市が主催する観光PRイベント等において各種媒体を活用し発信する場合、連携都市は当該成果品を使用することができることとする。なお、成果物の編集を伴う場合は、甲乙協議のうえ個別に編集の可否を判断するものとする。また、これらの場合においては、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、連携都市に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### （1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### （2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（O Aソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### （3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### （4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### （5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業員の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・ 委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

## 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

## 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

## 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

## 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

### 15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。